## ①保育の必要性に関する変更について

| 事　由 | 変更状況 | 提出書類 | 提出期限 |
|---|---|---|---|
| 就　労 | 就労により保育の必要が生じた場合 | 就労証明書 | 速やかに提出してください |
| | 内定中の方が勤務を開始した場合 | | 勤務開始から 1 か月以内 |
| | 勤務先が変わった場合 | | |
| | 勤務先が複数になった場合 | | |
| | 勤務時間が変更になった場合 | | 変更日から 1 か月以内 |
| | 育児休業を取得した場合 | 育児休業取得証明書<br>制度がない場合は、継続利用申請書 | 出産日から 8 週以内 |
| | 育児休業から復帰した場合 | 育児休業復帰証明書 | 復帰日から 14 日以内 |
| | 退職し求職活動を行う場合 | 求職活動に関する申立書 | 退職日から 7 日以内 |
| 妊　娠<br>出　産 | 妊娠した場合 | 母子手帳の写し<br>（分娩予定日+母氏名のわかるページ） | 産前休暇取得日または退職日から 14 日以内 |
| | 出産した場合 | 母子手帳の写し（出生証明書の欄） | 出生日より 14 日以内 |
| 疾　病<br>障　害 | 保護者の疾病・障害により保育の必要が生じた場合 | 診断書（指定診断書） | 速やかに提出してください |
| | 手帳等が発行された場合 | 手帳等の写し | |
| 介　護<br>看　護 | 同居家族の介(看)護により保育の必要が生じた場合 | 診断書（指定診断書）<br>ケアプラン、看護・介護スケジュール（予定）申告書など（1 か月分）<br>障害者手帳・介護保険被保険者証の写し等 | |
| 求　職 | 求職活動中の方が勤務を開始した場合 | 就労証明書 | 勤務開始から 1 か月以内 |
| 就　学 | 学校に入学した場合 | 在学証明書（入学前は合格通知）<br>時間割等のスケジュールがわかるもの | 入学日から 1 か月以内 |
| | 卒業（退学）し、その後も保育を必要とする場合 | 保育の必要な事由に合わせ必要な各種証明書等 | 卒業日の属する月末まで |
| 災　害 | 火事等の災害にあった場合 | 罹災証明書 | 速やかに提出してください |

## ②家庭状況等に関する変更について

| 変更状況 | 提出書類 | 備考（提出期限や注意事項等） |
|---|---|---|
| 離婚した場合 | 離婚の事実がわかる公的な書類<br>（戸籍謄本、児童扶養手当受給証等） | 速やかに提出してください。離婚後も同居（同住所）の場合は、ひとり親家庭に該当しません。 |
| 結婚した場合<br>（事実婚を含む） | 配偶者の保育の必要性を証明する書類<br>配偶者の住民税（非）課税証明書<br>配偶者の個人番号（マイナンバー） | 速やかに提出してください。公簿で確認できる場合は（非）課税証明書は必要ありません。 |
| 生活保護の開始 | 受給証の写し | 速やかに提出してください。 |
| 生活保護の廃止 | 廃止となることがわかる書類の写し<br>保護者の住民税（非）課税証明書 | 速やかに提出してください。公簿で確認できる場合は（非）課税証明書は必要ありません。 |
| 市内で引越しをする場合<br>（同居者の増減を含む） | 支給認定等変更申請書<br>家計の主宰者が変更となった場合は<br>家計の主宰者の住民税（非）課税証明書 | 転居後 14 日以内に提出してください。公簿で確認できる場合は（非）課税証明書は必要ありません。 |
| 市外に転出をする場合 | 保育利用解除申請書（退所届）<br>※引き続き入間市内の保育施設等の利用を希望する場合も提出が必要 | 転出日がわかったら速やかに提出してください。<br>転出予定がある場合、事前にご相談ください。 |

## ③保育施設等の利用に関する変更について

| 変更状況 | 提出書類 | 備考（提出期限や注意事項） |
|---|---|---|
| 退所したい場合 | 保育利用解除届 | 原則退所する月の１０日までに提出してください。 |
| 他の保育施設を希望する場合（市外を含む） | 保育施設等利用変更申込書 | 利用調整の申込期限までに必要書類を添えて提出してください。 |